

『開かれた入管・難民法をめざして——入管法「改正」の問題点』  
第1刷 正誤表

以下の箇所に誤りがありました。謹んでお詫びし訂正します。

■第3章 39頁 9行目

(誤) 改正法では、原則として2回目以降

(正) 改正法では、原則として3回目以降

■第3章 43頁 7行目

(誤) 難民認定されず、2回以上

(正) 難民認定されず、3回以上

■同 14行目

(誤) 難民認定されずに2回以上

(正) 難民認定されずに3回以上

■第7章 111頁 9行目

(誤) 2回目以降の難民申請

(正) 3回目以降の難民申請

■同 10行目

(誤) 2回目の申請で不認定となった者

(正) 3回目の申請で不認定となった者

■第10章 162頁 16行目

(誤) 就労伴奏事業

(正) 就労伴走事業

■同 21行目

(誤) 伴奏支援

(正) 伴走支援

■同 22行目

(誤) 難民就労伴奏プロジェクト

(正) 難民就労伴走プロジェクト